

鈴鹿市企業誘致推進戦略 概要版(案)

第1章 戦略策定の趣旨等

【趣旨】

産業基盤の維持・形成を図り、安定的な雇用の確保のために策定。

【背景】

本市においては、主要幹線道路の整備等により、市街地へのアクセスが向上しており、企業立地の優位性が高く、戦略的な取組が必要。

第2章 本市の現状

【本市の製造業の状況】

基幹産業である輸送用機械器具製造業の割合は、事業所数が28%、分類別製造品出荷額が49.5%。

【人口の動向】

生産年齢人口(15~64歳)の比率は県内でも常に上位となっており、人口増減率についても全国平均(-0.75%)の約半分(-0.37%)。

【企業の立地環境等】

本市は地震や津波などの自然災害も少なく、BCPの観点からも操業しやすい環境である。交通アクセスについては、新名神高速道路の開通により、輸送による安定化が図られたこともあり、大阪など関西方面、四日市港へのアクセスも容易。

企業で働く人々やその家族の住環境については、恵まれた自然環境等に加え、子育て支援における充実した支援策と各種施設を有することから、働きやすく、住みやすい環境が整っている。

第3章 企業を取り巻く情勢

- 1 サプライチェーンの再構築
- 2 技術革新の進展
- 3 設備投資等の必要性



鈴鹿市企業誘致PR動画

第4章 企業立地動向調査等の結果

【国の工場立地動向調査結果】

三重県の立地件数は全国で14位で、全国でも上位であるが、愛知県が1位、岐阜県が3位、静岡県が4位と近隣県と比較すると低い状況。

【本市の企業立地動向調査結果】

鈴鹿市の産業集積拠点の候補は、147社中、東名阪自動車道鈴鹿IC周辺が40社(27.2%)と最も高く、次いで御園地区が36社(24.5%)。

第5章 企業誘致における問題点及び課題

【産業用地の不足】

本市の市街化区域内には、企業誘致を推進する空閑地がないため、本市へ立地を検討している企業のニーズに応えるためには、土地の利活用の考え方を見直す必要がある。

【人口減少に伴う雇用確保への対応】

企業が事業を継続するためには、人材の確保、従業員の定着は欠かせないものであり、今後は更なる人員不足が見込まれる状況の中でも、本市に企業が立地し、成長、発展していくため、雇用確保に関する施策をより充実・拡大することが重要。

【民間投資による産業用地の整備】

本市の財政状況から、公共投資による新たな工業団地の造成・整備への投資は非常に厳しい状況。官民が連携し、課題解決を通じて新たな市場を創る「新しい資本主義」による経済成長が求められており、民間が最大限に力を発揮することで、企業が求める立地環境や操業開始時期に合わせた用地確保が急務。

民間活力との連携等による産業用地の確保が必要

課題

企業立地を取り巻く様々な問題に対応するには、民間と連携して、早期に、かつ、より貢献度の高い産業用地の確保が可能となる条件整備を行う必要がある。

第6章 戦略的な企業誘致の推進

【土地等の利活用】

「企業誘致推進エリアの設定(充実した道路ネットワークの活用)」、「『地域未来投資促進法』による基本計画の中での重点促進区域設定の検討」、「企業立地マッチング事業における情報の入手先の拡充」、「産業用地の開発支援(開発事業者対象)」

【企業誘致インセンティブ】

「現行奨励制度の活用による立地誘導」、「新たな支援制度の検討」、「雇用支援」、「鈴鹿市ものづくり産業支援センター等による支援」

【成長産業分野の企業誘致活動】

自動車関連産業をはじめとした製造業及び運輸業の立地に取り組むとともに、今後は安定した成長が期待される産業分野の立地を目指す。

第7章 企業誘致推進エリア

【企業誘致推進エリアの考え方】

本市では市街化区域内に一団の面的整備が可能な未利用地が不足していることから、開発可能性のある地域を市街化調整区域の山林、農地、低未利用地等の空閑地の中から抽出し、把握し、「企業誘致推進エリア」を設定。

「企業誘致推進エリア」においては、自動車関連産業をはじめとした製造業及び運輸業以外にも、成長産業分野の企業の誘致を推進し、産業集積に努める。

なお、「企業誘致推進エリア」における土地利用にあたっては、地権者及び当該地域の合意形成を図ったうえで、無秩序な開発を抑制するため、住環境や周辺の自然・農業環境との調整を図り、周辺環境に配慮しながら進める。

鈴鹿市の奨励制度

【工場等設置奨励金】

対象施設・設備に対する固定資産税額を5年間全額交付。他の助成金と合わせて限度額3億円。
※業種による特例あり。

【用地取得費助成金】

用地取得費の10% 操業開始の翌年度から3年間に分割して交付。工場等設置奨励金と合わせて限度額3億円。

【利子補給金】

中小企業者が金融機関から資金を借り入れた場合、投資額に係る支払利子のうち一定の利率以上の利子を操業開始から3年間交付。
限度額1千万円。

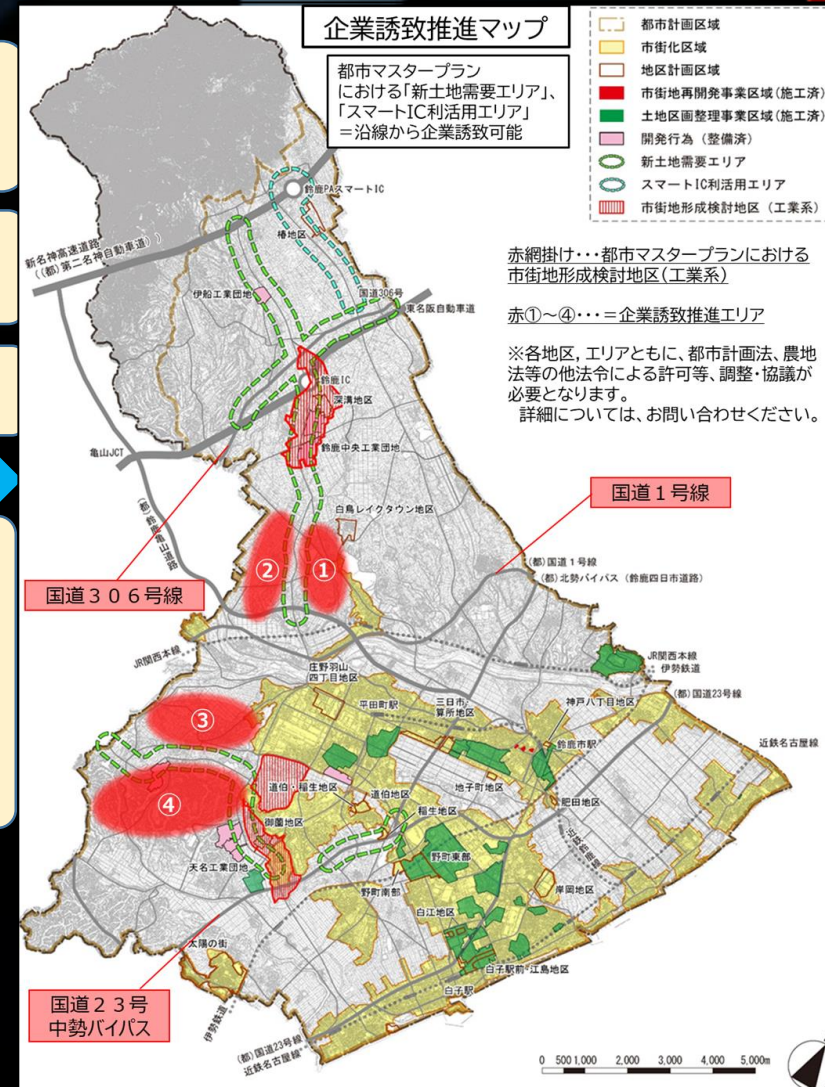
【雇用奨励金】

工場等の新設・増設に対して、新たに雇用した市民又は本市に転入した常用被雇用者数に30万円を乗じて得た額を交付。
限度額5千万円。

【緑化推進助成金】

工場等の新設・増設に対して、敷地面積の15%以上の緑化推進を行った事業者に対し当該緑化の植栽に要した経費の30%以内の額。
限度額3百万円。

奨励制度の詳細はこちら



鈴鹿市企業誘致推進戦略 概要版(案)

発行日：2024(令和6)年●月

発行：鈴鹿市

編集：産業振興部 産業政策課

〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

Tel059-382-9045

Fax059-382-0304